

令和6年  
第5回定例会議事録

令和6年5月15日

泉大津市教育委員会

令和6年5月15日（水）午前10時より令和6年第5回泉大津市教育委員会会議  
定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

#### 出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

#### 出席事務局職員

教育部長	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育部指導課	中田 慧
教育部生涯学習課	藤原 未唯
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	尾下 未彩

#### 案件

- 日程第 1 議案第 28 号 泉大津市文化芸術奨励金交付要綱の制定について
- 日程第 2 議案第 29 号 教育委員会から社会教育委員会議への諮問について
- 日程第 3 報告第 11 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 4 議案第 30 号 令和6年度泉大津市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第 31 号 泉大津市立総合体育館条例の一部改正について

#### 議事録署名委員

教育委員 奥 健一郎

会議の顛末

○竹内教育長 令和6年第5回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和6年第4回教育委員会会議定例会議事録承認

---

△日程第 1 議案第 28 号 泉大津市文化芸術奨励金交付要綱の制定について

---

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市文化芸術奨励金を交付することにより本市の文化芸術の振興及び活性化を図るため、要綱を制定するものでございます。

内容につきましては別紙1をご覧ください。

まず第1条趣旨としまして、この要綱は、本市の文化芸術の振興を図るため、全国規模以上で開催される文化芸術に関する大会や、展覧会等で優秀な成績をおさめたものに対し、泉大津市文化芸術活動奨励金を交付することに関し必要な事項を定めたものでございます。

第2条交付対象となる大会等につきましては（1）としまして、国が主催または共催もしくは後援する大会等、（2）としまして国が主催または共催もしくは後援する2以上の国を対象として開催される大会等とするものでございます。

第3条奨励金の交付の対象としまして市内に住所を有する個人、または市内を拠点に活動する団体で、前条のいずれかの大会等での入賞など、優秀な成績を収めたものとするものでございます。

第4条奨励金の額としまして、第2条第1号に定める大会につきましては個人1万円、団体5万円、第2条第2号に定める大会につきましては個人2万円、団体、10万円とするものでございます。

第5条交付の制限としまして、同一の個人、または、団体として奨励金の交付を受けることができる回数は同一名簿内及び同一大会等において1回のみとするものでございます。

第6条実施報告及び交付申請としまして、奨励金の交付を受けようとするものは、大会等の最終日の属する年度内に教育長に大会等の実績を報告するとともに奨励金の交付申請をしなければならないものとし、大会等の最終日が3月の場合は、大会等の最終日の翌日から起算して1ヶ月を、経過する日までに報告及び申請を行わなければならないものとするものでございます。

第7条交付の決定につきまして、教育長は申請があったときにその内容を審査し、適当と認めたものについて、奨励金の交付決定通知書により当該申請者に通知するものでございます。

第8条交付の請求につきまして、決定通知書を受けたものは通知書を受領した日から15日以内に、泉大津市文化芸術奨励金交付請求書により教育長に奨励金の請求をしなければならないものでございます。

第9条は、交付の決定の取り消しについて、第10条は奨励金の返還についてそれぞれ定めたものでございます。

第11条その他としまして要綱に定めるものの他、奨励金の交付について必要な事項は、教育長が別に定めるものでございます。

付則としましてこの要綱は公告の日から実施するものでございます。

次の5ページより交付に係る様式を添付しております。

◆教育委員（西尾剛）この2条2項の2以上の国を対象として開催される大会、例えばどういうものを想定されていますか。

◎生涯学習課長（中山裕司）全国大会と世界大会というか全国以外の世界の国に跨る大会という形で考えてまして。今実際どういう大会があるのかっていうところ

はあるんですけども、前年度の教育委員会表彰でいうと、子供絵画コンクールでフランスのルーブル美術館で展示されたとかそういう風な世界を跨るようなところで賞を受けたっていうようなところを対象に考えてます。

- ◆教育委員（西尾剛）例えば日本国内の大会でも、別に海外の人が、応募できるという。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）そういうことではなく、世界の大会のイメージですけども。
- ◆教育委員（西尾剛）日本以外で開催される大会ということですか。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）いや、日本でもそうですね。世界大会っていうイメージ。日本で開催される世界大会であればそういうものも対象になります。
- ◆教育委員（西尾剛）いや、普通の国内大会とかね、なんか別に海外居住者でも参加できるような、展覧会とか、ないんであれば国内に限られてる。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）はい。
- ◆教育委員（西尾剛）いや、その金額がねなんか4条で、1号が2号で違うから。何かそういうこれは1号、これは2号で何か明確な基準があるんですか。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）2条の1号は、国が主催、共催、後援する大会で2号が2つ以上の国を対象として開催される大会ということですよ。
- ◆教育委員（西尾剛）金額が倍になりますよね。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）そうですね。
- ◆教育委員（西尾剛）この以内でだから、幾らになるかわかりませんが、だから1号から2号かというのが、はっきり区別されてないんですよ、1号ともとれるし2号ともとれるとなってしまうと金額がですね、何か、はっきりしないんじゃないかなという。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）スポーツの奨励金も同じような形になっているところかなとは思っているんですけども。イメージとしましては、日本の大会と世界の大会という形です。
- ◆教育長（竹内悟）冠が全日本までが1号ですね。世界大会とかアジア大会とか、ASEAN大会とかそっち側になってくると2号という。スポーツで言うとなんかという基準ですね。
- ◆教育委員（西尾剛）冠で考える。
- ◆教育長（竹内悟）ですからここに主催または共催と書いているのは、冠のことだと思うんですけど。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）文化芸術の範囲が広いのでこういった大会で出てくるかっていうところ、出てきてからまた要綱等、見直しも含めて考えていかないといけないというふうに思っているんですけども、他市の要綱等を参考にしながら、日本全国と、世界というところの基準で一定分けている形にしております。
- ◆教育委員（西尾剛）わかりました。
- ◆教育委員（池島明子）国際ピアノコンクールとか、例えば国際バレエコンクールとか例えばそういうような日本国内の人しか例えばエントリーしなかったとしても、国際大会っていう名前であれば、2号に該当するってことイメージでよろしいってことですよ。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）そうですね。
- ◆教育委員（池島明子）はい。
- ◆教育委員（奥健一郎）国が主催共催なんですけども、国というのは具体的な例えば、外務省とかいろんな省庁が、こういうイメージを取り付ければ、それはもう国が主催共催もしくは後援というふうに見ますよ。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）そうですね、はい。その認識で考えています。

- ◆教育委員（奥健一郎）あと文化芸術っていうのは例えばロボットの大会みたいなエンジニアみたいなものも文化に入るんですか。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）その辺は考えていけないといけないところ、ただ広い範囲で考えていけばいいかなというふうに思ってるんですけども、どういう大会でまたそれが出てくるかっていうのが今のところ、わからない状況なので。
- ◆教育委員（奥健一郎）この国が主催もしくは後援する2以上の国ってのは、2というのは当然、この中に日本は含まれてるという。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）日本は含まれて、2ですね。
- ◆教育委員（奥健一郎）要するに例えば日本という、国内のある土地のところで、日本は関係してない海外の、イベントってのは入らない。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）そうですね。今は想定をしてないんです。
- ◎教育部長（鍋谷芳比古）課長が説明させていただいたように、非常に文化の方が、どういう範囲で奨学金をだすのか難しい。例えばeスポーツだったらどうなのか出てきてから、その辺りは考えさせていただこうというところなんです。まずは頑張ってる方を奨励、応援したいのと、もう1つ文化に今力を入れてますので、はっきり言って、情報が取れないんですね。市民の方がどれだけ頑張ってるかっていうのが。そのあたりを情報いただいて、市としても応援していきたいというようなこともありまして、要綱でスタートを切らせていただけたらなというふうに考えてます。
- ◆教育委員（池島明子）宗教的な偏った宗教の方しかエントリーしない文化芸術何とか大会とかもあるのではその辺は難しいのではないかと。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）その辺は、作る前から懸念してたようなところもあるので、様子を見ながらまた場合によって要綱の変更等ですね。
- ◆教育委員（奥健一郎）例えば、WCRP世界宗教者会議ってのはもう非常に公的な団体で、国が主催、共催もしくは後援っていてもいいぐらいじゃないですか。
- ◆教育委員（池島明子）難しいですね。
- ◆教育委員（澤田久子）ただ今までスポーツ的なものにだけだったのが文化芸術でやっぱり広くするっていうのは、とても市民の方にとっても、こういうのを振興していこうというのはすごく、趣旨的にはすごくいいなと思います。
- ◆教育長（竹内悟）泉大津市外の団体で、泉大津市民がそのうちの1人だったら個人の対象ですよ。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）そこは対象とするとすればそれしかできないですね。

※議案第28号可決

---

△日程第2 議案第29号 教育委員会から社会教育委員会議への諮問について

---

- ◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、諮問事項としまして、池上曾根弥生学習館における指定管理者制度導入に関する事で、諮問の理由としましては、池上曾根弥生学習館は、史跡池上曾根遺跡を保存活用するための施設として泉大津市が管理運営を行っておりますが、令和3年度に策定いたしました、史跡池上曾根遺跡保存活用計画の中で、関連する和泉市、大阪府と協力体制をとりながら史跡の保存、活用を推進することが課題となっております。

そこで、史跡池上曾根遺跡について3者が一体となり、より質の高いサービス

提供と同時に効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入を検討する必要があることから、社会教育に係る事項としまして社会教育委員会議に諮問を行うものでございます。

根拠法令は記載の通りとなっております。

※議案第29号可決

△日程第3 報告第11号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものでございます。

対象期間は令和6年4月1日から4月30日まででございます。

内容につきましては別紙3をご覧ください。申請件数は5件で全件承認としております。

番号2及び3については新規事業でございまして、2については地域の発達障害の理解及び対応や工夫した生活についての情報周知及び啓発、3については子供親子ボウリング大会を内容とするものでございまして、ボウリングを通じてスポーツの楽しさを伝えるという、それぞれの目的及び内容が、教育学術文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されることから広く市民が参加できるもの、かつ、過去の事業実績から、主催者に事業遂行能力が、認められると判断し承認したものでございます。

◆教育委員（奥健一郎）ライオンズクラブ杯ってのは、年齢制限があるんですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）小学生ですね。

◆教育委員（西尾剛）番号2ですけど、件名が、「発達障がい格差を埋める！5年後・10年後の親子の笑顔のために身近な状況を安心安全にしたい。」というどういった目的で何をするのか、要するに講演会の勉強会なんか、何かよくわからない、何を後援するんですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）講演会です。

◆教育委員（西尾剛）講演会ですか。

◆教育委員（澤田久子）この5番のホームステイ留学説明会というのは、どこに留学するのか決まってるわけですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）はい。昨年の実績でいうといろんな国が、アメリカやイタリア、カナダ、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、メキシコ等々も国名が記載され、留学先として記載されてます。

◆教育委員（澤田久子）いや何か後援を取るってどうなんかなとか思って、何か留学することは悪くはないけど、それで何か、うまくいかなかったりとかするとき後援名義がついていたから行ったのにとかっていうのはないのかなと懸念はしたんですけど。

◆教育委員（西尾剛）これ、これまで何回もたしか出てきてますよね。一般的なホームステイとか留学に関する一般的な知識というか、情報とか講演とかいうものと、前もそんな話だったような気がするんですけど、主催とか何か援助してるようなところを推薦する隠れた目的がある会なのかによると思う。前も確かそういう話だったと思うんですけど、題名からしたらホームステイ留学説明会という題名で何かこういうのあったら何か、いかがかなと思いますけどね。もうちょっと違う題名で内容が問題なんですけれども、少なくとも題名がどうかと思います

けどね。

- ◆教育委員（奥健一郎）要するにそのホームステイ留学説明会っていうところの申請団体は言語交流研究所ヒップファミリークラブとこなんでしょうけど、実際説明するところがバリバリの業者さんでね。それを懸念してる。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）昨年も泉大津市の後援名義も通ってたりしますので、そのあたりとのバランスであったりとか、これまでも同じようなご意見をいただいておりますので、このヒップだけに限らず、承認そのものをどういう形でやっていくのかっていうところは、以前からご意見いただいておりますので、近隣で言いますと、隣の忠岡町は、新規事業については教育委員会でお諮りして、承認するかどうかの判断をいただいているというところになります。そういった形がいいのか、ただ、今までの本市の教育委員会会議でご意見いただいているのは、新規に限らず、これまで承認してきた事業に対しても、どうなのかというご意見をいただいているので、どういった形で承認のプロセスを踏んでいくかというのは、引き続き検討させていただければと思います。
- ◆教育委員（奥健一郎）そもそも前例があるからっていう、それだけで承認し続ける。過去の他の自治体の事例としては、例えばそれがもし不祥事を起こした場合に、こんなところをずっと承認し続けてたんかというふうになってしまうわけですよね。そこがやっぱり前例主義の危うい側面で、何かあった場合に、1回ぽっきりだったら不手際がありましたになりますけど、ずっと承認し続ける結果、今もずっとやり続けたのかっていうことになるとそこはちょっとリスクですね。
- ◆教育長（竹内悟）今後っていうか、今現在、いろんな意見を申請のときにいただいている。その現状受けて窓口では、いろんな形で確認を行ってもらってきてるのも事実なので。今後それを継続して、申請団体に対して、はてなマークが出たときにはまた、改めて見直すというような形でいいのかなとは思っているんですよ。

#### ※報告第11号終結

- ◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

については、日程第4と日程第5を非公開とすることに異議はございませんか。

〈異議なし〉

異議がないようなので、日程第4から日程第5は非公開とします。

午前10時25分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員